

奈良県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があつた。

平成二十六年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
天理市立病院	天理市富堂町三〇〇番地一	平成二十六年三月一日